

## 奈良県告示第二百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十三年九月二十日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 区域の名称

西峯地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）

### 二 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を市道新西谷竜口線北側道路区域境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域所在地及び標柱番号

宇陀市室生龍口	四四二番二	一号
〃	四〇九番	二号
〃	四九七番二	三号
〃	五四四番一	四号